

日本DPO協会 第25 回個人情報保護セミナー
「適切な『個人情報保護』のための課題、解決の
ための取組みについて」
(パネルディスカッション)

2024年4月18日(木) 15:00～16:00

あいさつ「JIPDEC のこれまでの取組みと今後に寄せる期待」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

適切な「個人情報保護」のための課題、解決のための 取組みについて

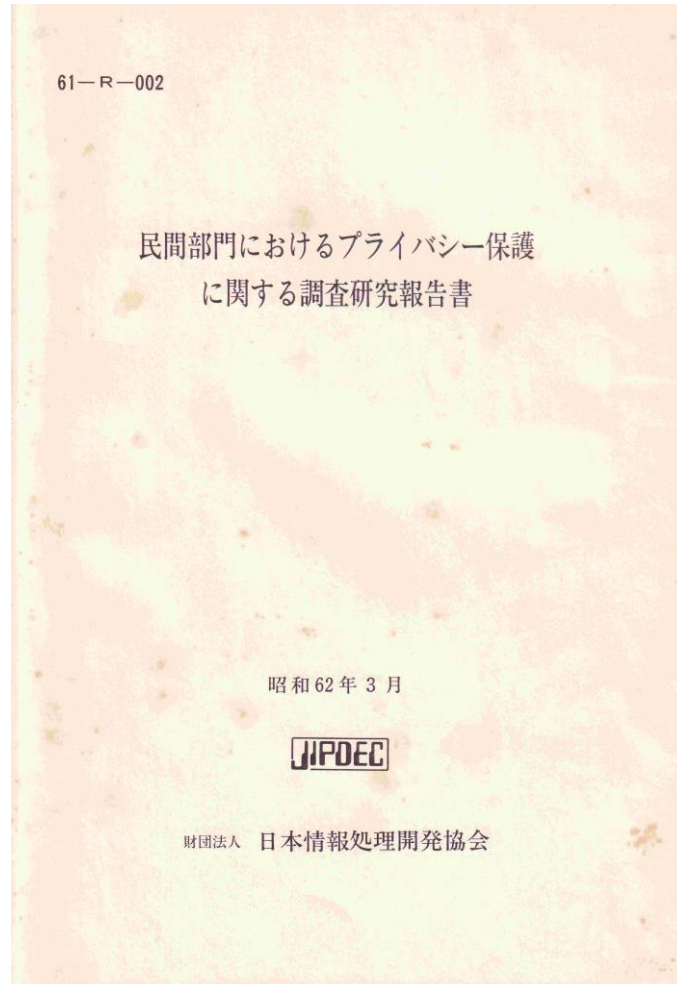
- モデレータ: 一般財団法人日本情報経済社会推進協会
- プライバシーマーク推進センター
- 戸田 洋平 氏、福岡 峻 氏
- パネリスト: 株式会社日立製作所 データ保護マネジメント本部長
- 大門 学 氏 (当協会理事)
- 株式会社インターネットイニシアティブ 技術主幹
- 三膳 孝通 氏 (当協会理事企業 個人情報保護責任者補佐)
- 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
- 大谷 和子 氏

JIPDECにおける検討(1986年)とガイドライン(1988年)

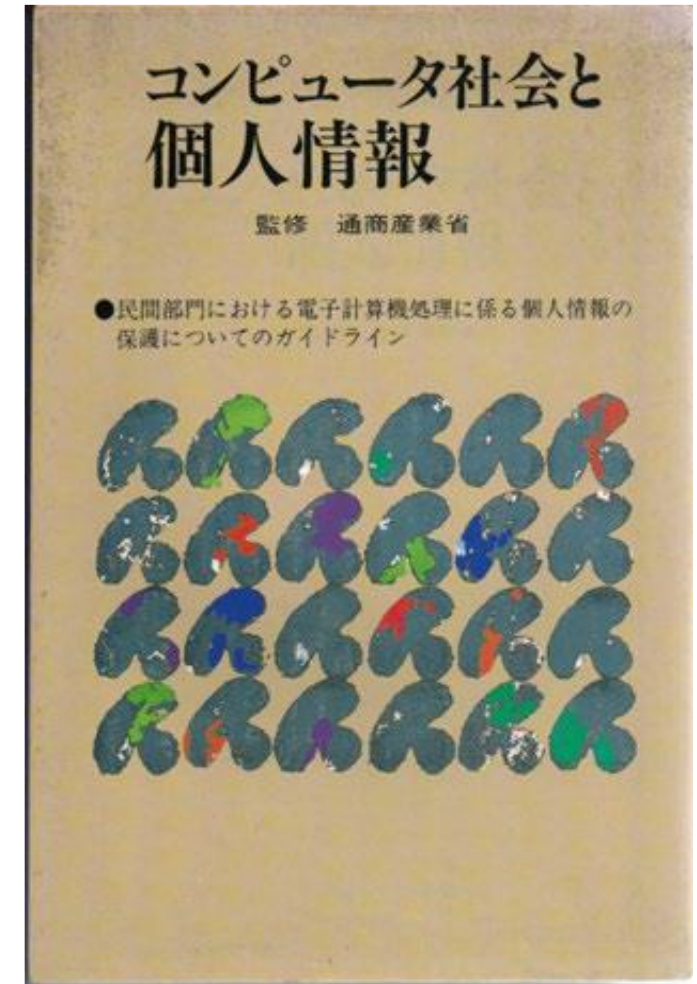
- 1967(昭和42)年12月20日 財団法人日本情報処理開発センター(JIPDEC)設立、情報処理及び情報処理産業の振興
- 1986年1月 JIPDEC「民間部門におけるプライバシー保護調査研究委員会」(堀部政男委員長)を設け、民間部門における個人情報保護のあり方について検討着手
- 1988年3月 JIPDEC「民間部門における個人情報保護のためのガイドライン」(座長・堀部政男)
- 1989年4月18日 通産省機械情報産業局長「情報化対策委員会個人情報保護部会報告」(部会長・堀部政男)

JIPDEC 報告書(1987年)と通商産業省の成果(1989年)

JIPDEC 民間部門プライバシー保護研究会報告書(1987年3月)表紙



通商産業省監修『コンピュータ社会と個人情報』(ケイブン出版、1989年)表紙



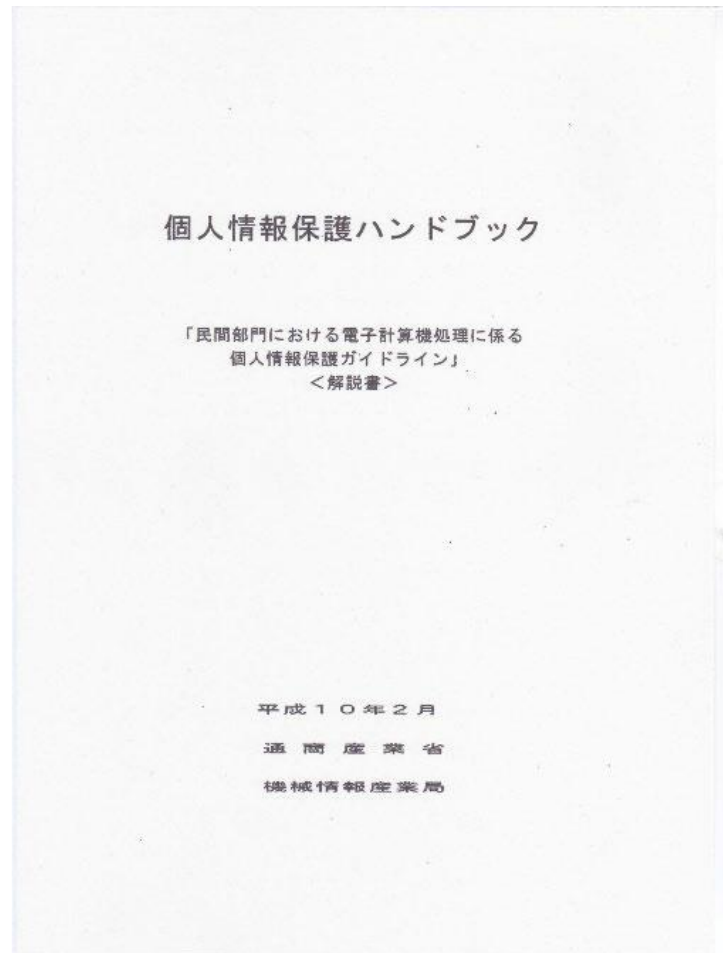
通産省における再検討(1995年)とガイドライン(1997年)

- 1995 年度から通商産業省「プライバシー問題検討ワーキンググループ」(座長・堀部政男)で、情報処理技術の進歩、インターネットの爆発的な拡大、国際動向等を踏まえ、1989 年ガイドラインの検討
- 1995 年10 月24 日 EU 個人データ指令(EU Data Protection Directive)採択
- 1996 年4 月 EU 指令を基本としつつ、民間企業等の事業活動の実態に応じて適宜修正を加えた改正ガイドラインの第1案(1996 年4 月)について、関係団体の意見聴取
- 1997 年3 月4 日 通商産業省「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報保護に関するガイドライン」(平成9 年3 月4 日通商産業省告示第98号)

JIPDEC における認証制度の検討(1997年)と プライバシーマーク制度の創設(1998年)

- 1997 年7月 JIPDEC 内に有識者、事業者団体の代表者等で構成する「個人情報保護に係る環境整備検討委員会」(委員長・堀部政男 中央大学教授(当時))設置
- 1998 年2 月 通商産業省機械情報産業局『個人情報保護ハンドブック』作成・配布
- 1998 年4 月1 日 通産省個人情報保護ガイドラインに基づくプライバシーマーク制度創設

通商産業省機械情報産業局『個人情報保護ハンドブック』 (1998年2月)

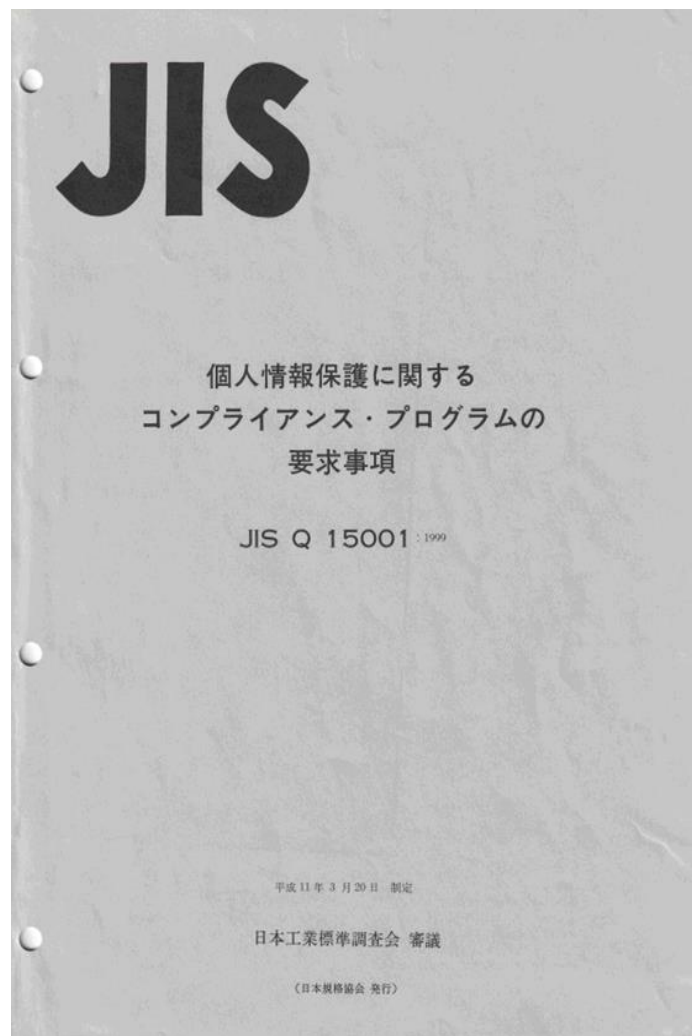


- EU指令に留意している。
- EUにおいては、1995年(平成7年)10月に「個人データ処理に係る個人情報の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令(以下、EU 指令と略す。)」が採択され、域内各国は当該指令に適合するよう3年以内に法制化を含めた検討を行うよう求められている。

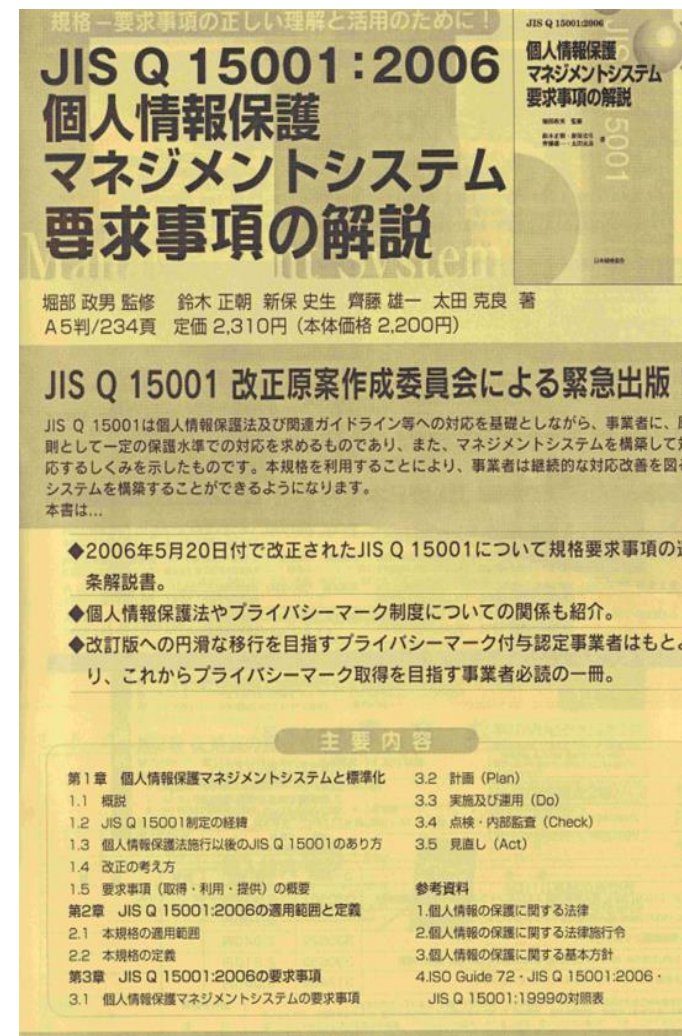
JIS Q 15001 に基づくプライバシーマーク制度に変更 (1999年)

- 1998 年9 月 JIS (Japanese Industrial Standards) 規格作成のため、JIS 原案の作成を行う「個人情報保護規格審議委員会」(委員長・堀部政男 中央大学法学部)、日本規格協会に設置、9 月30 日(第1 回)、10 月29 日(第2 回)、11 月13 日(第3 回)が開かれた。ここで原案が作成され、日本工業標準調査会で審議され、1999 年3 月20 日付けでJIS Q 15001 (個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項)として制定
- 1999 年3 月20 日 JIS Q 15001 (個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項)制定
- 1999 年4 月1 日 通産省個人情報保護ガイドラインに基づくプライバシーマーク制度、JIS Q 15001 に基づくプライバシーマーク制度に変更

JIS Q 15001:1999 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの要求事項の表紙



JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム要求事項の解説



主要内容	
第1章 個人情報保護マネジメントシステムと標準化	3.2 計画 (Plan)
1.1 概説	3.3 実施及び運用 (Do)
1.2 JIS Q 15001制定の経緯	3.4 点検・内部監査 (Check)
1.3 個人情報保護法施行以後のJIS Q 15001のあり方	3.5 見直し (Act)
1.4 改正の考え方	
1.5 要求事項 (取得・利用・提供) の概要	参考資料
第2章 JIS Q 15001:2006の適用範囲と定義	1. 個人情報の保護に関する法律
2.1 本規格の適用範囲	2. 個人情報の保護に関する法律施行令
2.2 本規格の定義	3. 個人情報の保護に関する基本方針
第3章 JIS Q 15001:2006の要求事項	4. ISO Guide 72・JIS Q 15001:2006・JIS Q 15001:1999の対照表
3.1 個人情報保護マネジメントシステムの要求事項	

個人情報保護法検討着手(1999年)

- 1999 年7 月23 日 高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会(座長・堀部政男中央大学法学部教授<当時>)発足
- 1999 年10 月20 日「個人情報の保護について」と題する座長私案(「堀部私案」といわれることもある)提示
- 1999 年11 月9 日「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」公表
- 1999 年12 月3 日 高度情報通信社会推進本部「我が国における個人情報保護システムの確立について」決定

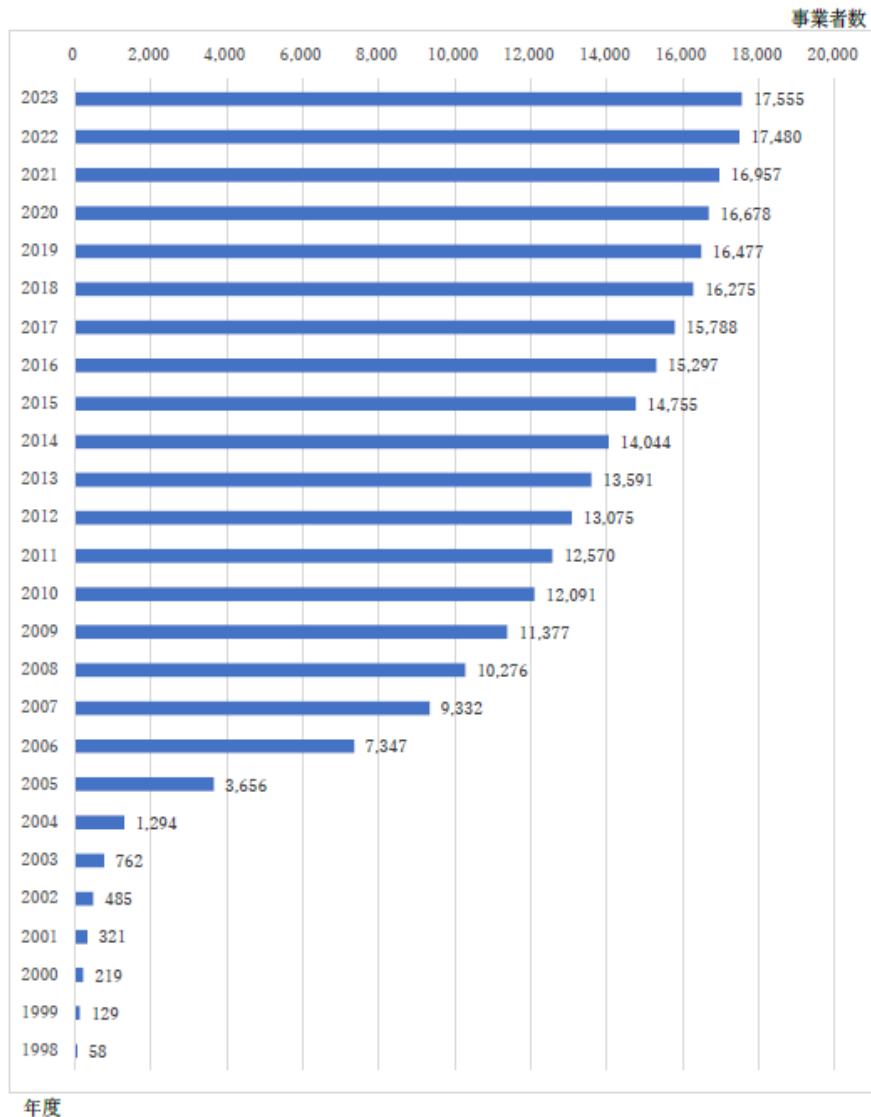
- 2000 年1 月27 日 個人情報保護法制化専門委員会（以下「法制化専門委員会」）の開催、高度情報通信社会推進本部長決定で
- 2000 年2 月4 日 法制化専門委員会（委員長・園部逸夫元最高裁判所裁判官）第1 回会合、その後、ほぼ毎週、会議開催
- 2000 年6 月2 日「個人情報保護基本法制に関する大綱案（中間整理）」公表
- 2000 年10 月11 日「個人情報保護基本法制に関する大綱」取りまとめ（7月7 日に高度情報通信社会推進本部は、情報通信技術（IT）戦略本部にとって代わられた

個人情報保護法制定(2003年)、全面施行(2005年)

- 2001 年3 月27 日 個人情報保護法案閣議決定
- 2001 年10 月26 日「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について—電子政府の個人情報保護」(座長・茂串俊元内閣法制局長官)公表
- 2002 年3 月15 日 行政機関個人情報保護法案、独立行政法人等個人情報保護法案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案等閣議決定
- 2002 年12 月13 日 国会提出法案廃案
- 2003 年3 月7 日 個人情報保護関係法改正案等閣議決定
- 2003 年5 月6 日 衆議院本会議可決
- 2003 年5 月23 日 参議院本会議可決
- 2003 年5 月30 日 公布・一部施行
- 2005年4月1日 全面施行

付与事業者数の推移(1998年度～2023年9月30日時点)

1. 付与事業者数の推移(1998年度～2023年9月30日時点)



※1998年度～2022年度は年度末(3月31日)時点の事業者数

- 出典:
https://privacymark.jp/certification_info/jdi6lq000000017af-att/pmark_data_20230930.pdf
- 2005年4月1日個人情報保護関係法全面施行
- 2006年度末プライバシーマーク付与事業者数急増(2004年1294事業者、05年3,656事業者、06年7,347事業者と、倍々となった。)

今後に寄せる期待

- プライバシーマーク制度の広報
- プライバシーマーク制度の普及促進
- プライバシーマーク制度取得事業者の構成員のプライバシー・個人情報保護意識・知識の向上⇒個人情報保護力量検定試験